

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）

改 正 案

現 行

<p>（内部統制報告書の記載事項）</p> <p>第四条 内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長又は福岡財務支局長（第十条において「財務局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（内部統制報告書の記載事項）</p> <p>第四条 内部統制報告書提出会社は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により内部統制報告書三通を作成し、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書と併せて財務局長又は福岡財務支局長（第九条において「財務局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p>
<p>（内部統制監査報告書の記載事項）</p> <p>第六条 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）又は特定証明（同法第三十四条の十の五第二項に規定する特定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に</p>	<p>（内部統制監査報告書の記載事項）</p> <p>第六条 第一条第二項に規定する内部統制監査報告書には、次の各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該内部統制監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員（以下「業務執行社員」という。）が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。ただし、指定証明（公認会計士法第三十四条の十の四第二項に規定する指定証明をいう。）であるときは、当該指定証明に係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）</p>

係る指定社員（同法第三十四条の十の四第二項に規定する指定社員をいう。）又は当該特定証明に係る指定有限責任社員（同法第三十四条の十の五第二項に規定する指定有限責任社員をいう。）である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一（五）（略）

二（六）（略）

（監査証明に相当すると認められる証明）

第九条 法第九十三條の二第二項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合は、外国監査法人等（公認会計士法第一條の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。第十三條第三号において同じ。）から外国会社等財務書類（同法第三十四條の三十五第一項に規定する外国会社等財務書類をいう。）について同法第二條第一項に定める業務に相当する業務の提供を受けることにより、監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合とする。

（監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第十条 内部統制報告書提出会社が法第九十三條の二第二項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

である業務執行社員が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一（五）（略）

二（六）（略）

（新設）

（監査証明を受けることを要しない旨の承認）

第九条 内部統制報告書提出会社が法第九十三條の二第二項ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書を財務局長等に提出しなければならない。

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第十一条 法第九十三條の二第四項に規定する公認会計士に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一・二 (略)

三 公認会計士法第二十四條の三(同法第十六條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により同法第二十四條の三第三項に規定する監査関連業務を行つてはならない場合

四・六 (略)

2 法第九十三條の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 (略)

二 公認会計士法第三十四條の十一の二の規定により同法第二條第一項の業務を行つてはならない場合

三・五 (略)

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四條の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第九條第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七 (略)

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監

(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)

第十条 法第九十三條の二第三項に規定する公認会計士に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一・二 (略)

三 公認会計士法第二十四條の三(同法第十六條の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により同法第二十四條の三に規定する監査関連業務を行つてはならない場合

四・六 (略)

2 法第九十三條の二第三項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 (略)

二 公認会計士法第三十四條の十一の二において準用する同法第二十四條の二の規定により同法第二條第一項の業務を行つてはならない場合

三・五 (略)

六 監査法人が、被監査会社の連結子会社又は持分法適用会社との間に、公認会計士法第三十四條の十一第一項第一号又は公認会計士法施行令第八條第一号から第三号までに掲げる関係を有する場合

七 (略)

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監

査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第九條第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第九條第七号に規定する関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四條第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七條第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

(外国会社の内部統制報告書)

第十二条 (略)

(削る)

第十三条 前条の規定による内部統制報告書には、次の事項を追加して記載するものとする。

- 一 (略)
- 二 前条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点
- 三 当該内部統制報告書について、外国監査法人等が法第九十三

査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に、公認会計士法施行令第八條第五号に掲げる関係を有する者がある場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又は配偶者につき、被監査会社との間の公認会計士法施行令第八條第七号に規定する関係又は被監査会社の連結子会社若しくは持分法適用会社との間の公認会計士法第二十四條第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七條第一項第一号若しくは第四号から第七号までに掲げる関係を有する場合

(外国会社の内部統制報告書)

第十一条 (略)

第十二条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第三十六條に規定する内閣府令で定めるものは、前条の規定の適用を受ける内部統制報告書について、公認会計士又は監査法人に相当する者により法第九十三條の二第二項の監査証明に相当すると認められる証明を受けた者とする。

第十三条 第十一条の規定による内部統制報告書には、次の事項を追加して記載するものとする。

- 一 (略)
- 二 第十一条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点
- 三 当該内部統制報告書について、前条の規定に基づいて公認会計

条の二第二項第一号の監査証明に相当すると認められる証明を実施している場合における、内部統制監査との主要な相違点

士又は監査法人に相当する者が法第百九十三条の二第二項の監査証明に相当すると認められる証明を実施している場合における、内部統制監査との主要な相違点